

規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
政策の名称	水銀等の貯蔵の指針に基づく勧告制度の創設
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp
評価実施時期	平成27年3月5日(木)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等(水銀及びその化合物をいう。)の貯蔵が環境上適正に行われることを確保する。
内容	主務大臣(※)は、水銀等貯蔵者が環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀等貯蔵者に対して勧告を行う。 ※貯蔵の指針の策定については環境大臣、経済産業大臣および水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣 勧告については水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣
関連条項	第21条
必要性	条約上は、締約国は水銀等の暫定保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとることとされており、その担保のため、水銀等の貯蔵に関する技術上の指針を定め、必要な場合には環境の汚染を防止するためにとるべき措置について水銀等貯蔵者に対して勧告を行うことができる必要がある。
費用	
遵守費用	水銀等の貯蔵の指針を遵守するための費用が発生する。
行政費用	指針の策定費用及び指針の遵守状況の確認のための費用と勧告を行うための費用が発生する。
その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
便益	水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることを確保することによって、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。

想定される代替案		
代替	水銀等の貯蔵に係る指針を定め、行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	水銀等の貯蔵の指針を遵守する場合、そのための費用が発生する。
	行政費用	指針の策定費用及び行政指導を行うための費用が発生する。

案①	その他の費用	新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者の競争に係る影響はない。
	便 益	水銀等の貯蔵が環境上適正に行われることが、行政指導によって一定程度確保される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案、新法規定案とも貯蔵の指針を遵守するための費用が発生する。行政費用については、現状に比べ代替案、新法規定案とも費用が発生する。
 便益:現状又は代替案に比べ、水銀等の貯蔵の指針が遵守されない場合であっても、勧告により、その実効性が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施が可能になる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施の確保が図られ、また水銀による環境の汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

条約における「環境上適正な暫定的保管に関する指針」は条約発効後の締約国会議で採択されることから、それまでの間、国が管理指針等を策定し環境上適正な取扱い等を定めることが適当である。その際、条約上、環境上適正な暫定的保管に関する指針は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)に基づく指針(保管・運搬等に関する内容を含む)等を考慮して採択されることから、国が管理指針等を検討する際は、バーゼル条約の指針を考慮することが適当である。また、同管理指針等の策定に当たっては、保管の形態、量等によって適切な管理方法を規定するなど、実態に適したものとすべきである。ただし、バーゼル条約の指針等は廃棄物に適用されるものであり、暫定的保管とは取扱う物の性状等が異なる部分もあることから、これらの情報のうち、暫定的保管に関係する部分を中心に参照することが適当である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考